

一般競争入札（最低価格落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2025年6月27日
独立行政法人情報処理推進機構

件名：演習用ノートパソコン等一式（賃貸借）

項目番号	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
1	III.仕様書	p.21	6. 賃貸借期間終了後の処置	「内部記憶装置のデータは、復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として60以内に提出すること。」 とありますが、機器を引き取り後に(持ち帰って)消去作業を行っても問題ございませんでしょうか。	問題ございません。 なお、仕様書上データ消去の実施場所については特に指定しておらず、社会通念上容認される範囲内で実施・作業いただくことを考えております。	2025年6月16日
2	III.仕様書	p.19	2. 性能要件 (プロセッサー)	今回は、Intel 第12世代以降でCore i5以上とありますが、手配出来るのが、Intel 第11世代でCore i5以上なら対応可能なのでしょうが、変更してもいいのでしょうか。	変更不可となります。 仕様書に記載している仕様・規格等を満たす内容でのご検討をお願いいたします。	2025年6月24日
3	III.仕様書	p.21	6. 賃貸借期間終了後の処置	賃貸借期間終了後10日以内を目途に賃貸借物件を引き取ること。具体的な引き取り日時についてはIPA担当者と調整すること。 とありますが、契約満了後に回収する賃貸借物品は、「仕様書5. 納入場所」に記載の各施設毎に機器の解体、電源OFF及び抜線(ACアダプタ、LANケーブル)された状態で1ヶ所に集約された賃貸借物品を引き取るとの認識で宜しいでしょうか。	認識に相違ございません。	2025年6月26日

4	III.仕様書	p.21	6. 貸借期間終了後の処置	<p>内部記憶装置のデータは、復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として 60 日以内に提出すること。なお、特別な事情で 60 日以内の提出が難しい場合は、IPA 担当者と別途協議して決めるこことする。</p> <p>また、消去の方法については米国国立標準技術研究所 準拠方式「NIST800-88 Purge」、「Enhanced SECURITY ERASE UNIT」コマンド等の利用等、あらかじめ IPA の承認を得た方法で行うこと。</p> <p>引き取り及びデータの消去に要する費用は契約相手方の負担とする。</p> <p>とありますが、データ消去については、「仕様書 5. 納入場所」に記載の設置場所から回収した貸借物品をリース会社のヤードにてデータの完全消去を実施し、実施後は消去作業完了に係る証明書などの書面を作成し、速やかに貴機構へ提出するとの認識で宜しいでしょうか。</p>	認識に相違ございません。	2025 年 6 月 26 日
---	---------	------	---------------	--	--------------	--------------------

5	II. 契約書 (案)	p.8	動産総合保険	<p>第 19 条 乙又は丙は、自己の費用負担で、賃貸借物件につき少なくとも賃貸借期間全体を保険期間とし、乙又は丙を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとする。</p> <p>2 甲は、動産総合保険契約に規定される保険事故の発生を認めたときは、直ちに乙に通知するものとする。この場合、丙への通知は乙が責任をもって行うものとする。</p> <p>3 甲は、保険事故により保険会社から乙又は丙に支払われる保険金の限度内において、当該保険事故に対して甲が負うことあるべき損害賠償の支払義務を免れるものとする。</p> <p>とありますが、動産総合保険はリース期間に応じて遞減する残リース料を保険金額の上限とする通常の動産総合保険で良いですか。</p>	問題ございません。	2025 年 6 月 26 日
---	----------------	-----	--------	--	-----------	--------------------

6	III.仕様書	p.20	3. 保守要件	<p>3.2 対象物件の保守は、原則としてオンサイト保守（翌々営業日以内）若しくは代替交換（代替機は、原則 5 営業日を目安に納入）であること。</p> <p>ただし、早朝、夜間及び休日（行政機関の休日にに関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日をいう。）の保守対応は求めない。</p> <p>のことですが、保守の対応が必要となる時間について具体的にご教授いただけますでしょうか。</p>	09:30 から 18:15 までの時間帯で、保守のご対応をお願いいたします。	2025 年 6 月 27 日
7	III.仕様書	p.20	4. 納入条件	<p>4.2 納入作業</p> <p>納入物件一式の納入作業は搬入までとし、その後の設置、設定作業は含めない。</p> <p>ただし、納入物件の梱包材等については回収すること。</p> <p>のことですが、開梱作業は不要という認識で間違いないでしょうか。</p> <p>梱包材は当日回収させていただけるのでしょうか。</p>	開梱作業及び梱包材等の回収は当日の作業として含めていただきますようお願いいたします。	2025 年 6 月 27 日

8	III.仕様書	p.21	6. 賃貸借期間終了後の処理	<p>賃貸借期間終了後 10 日以内を目途に賃貸借物件を引き取ること。具体的な引き取り日時については IPA 担当者と調整すること。また、引き取りに必要な梱包等についても行うこと。</p> <p>のことですが、引き取り回数は 1 回で良いのでしょうか。</p> <p>また、引き取り時には PC を机から外し、全台を一ヵ所に集めてあるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識に相違ございません。 なお、仕様書に記載している要件を満たしていれば、引き取り回数は 1 回に限定いたしません。</p>	2025 年 6 月 27 日
9	III.仕様書	p.21	6. 賃貸借期間終了後の処理	<p>内部記憶装置のデータは、復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として 60 日以内に提出すること。</p> <p>のことですが、引き取り後、弊社の方でデータを消去するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識に相違ございません。</p>	2025 年 6 月 27 日

10	III.仕様書	p.21	7. その他	<p>7.1 納入については次のとおりとする。</p> <p>(4) IPA 担当者から指示があった場合は、建物内の床面及び壁に養生を施すこと。</p> <p>(7) 台車を使用する場合の大量・重量物品の搬出入は、搬出入階の床・壁面・壁面角・扉廻り・ガラス面等に養生を行うこと。</p> <p>とのことですが、今回搬出入する PC は軽量ですので余剰は必要なという認識で間違いないでしょうか</p>	<p>ご質問中の「今回搬出入する PC は軽量ですので余剰は必要なという認識で・・・」を、「今回搬出入する PC は軽量ですので養生は必要ないという認識で・・・」という理解で回答いたします。</p> <p>仕様書に記載しているとおり、IPA 担当者から指示があった場合は、養生を施していただけますようお願いいたします。</p>	2025年 6月27日
11	III.仕様書	p.21	7. その他	<p>7.2 納入完了時点で IPA 担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、IPA 担当者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を代替機器と交換すること。</p> <p>とのことですが、4.1 納入物件の確認に記載されている内容を想定しております。</p> <p>具体的にどのような検査を行うのかご教授いただけますでしょうか。</p>	<p>4.1 納入物件の確認にて提出を求めており、納入物件の規格・型番・数量をまとめたリストと仕様書の内容の照合を行います。</p> <p>また、納入された物件の規格・型番・数量がリストと合致しているかをその場で確認いたします。</p> <p>以上をもって、納入された物件がリストと仕様書の内容に基づいて納入されたことを確認いたします。</p>	2025年 6月27日